

大分地裁

「年金裁判」不当判決

減額分の返還請求認めず



年金引き下げは生存権と国の社会保障義務を定めた憲法 25 条に違反するとして大分県民 23 人が国に減額分の返還を求めた「年金裁判」で、大分地裁(府内覚裁判長)は 27 日、原告の請求を棄却する不当判決を出しました。原告と原告弁護団は報告集会を開き、これに抗議しました。

岡村正淳弁護団長は判決が「憲法の趣旨に応えてどのような立法措置を講ずるかの選択決定は立法府の広い裁量に任せられており、裁判所が審査判断するには適しない」としたことに触れ、「社会保障の水準は国が決めてきた政府の言い分をそのまま追認し迎合する不当な判決だ」と厳しく指摘。「当然控訴し、判決のどこに問題があるのか、怒りを燃やして見直しを求めていく」との意向を示しました。緒方良勝原告団長は「年金は高齢者の命綱。これを勝手に引き下げることなど許されないと国を相手に四つに組んでたたかってきた。今日の結果は悔しいが、再度力を合わせて頑張る」と決意を表明しました。